

就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは、家庭の経済的な理由によって支援が必要であると認められる児童生徒の保護者へ、学用品費、校外活動費、学校給食費など、就学に必要な費用の一部を支給する制度です。

就学援助制度の利用を希望される方は、**毎年度申請が必要です**。
学校又は石巻市教育委員会で申請書を受け取り申請してください。

1 支給される費用について

支給される費用は、次のとおりです。

	小学校		中学校	
	第1学年	第2～6学年	第1学年	第2、3学年
・学用品、通学用品費（年額）	11,420円	13,650円	22,320円	24,550円
	学校に必要な学用品や、通学に必要な通学用品を購入するための費用です。			
・新入学児童生徒学用品費 (新入学準備金未受給の4月認定者のみ)	50,600円	—	57,400円	—
・新入学準備金*	小・中学校に入学するときに必要な学用品費などを購入するための費用です。			
・給食費	実際に食べた分の給食費を支給します。			
・校外活動費	宿泊なし	校外活動に使われた交通費、見学料の実費分を支給します。		
	宿泊あり（年1回）			
・修学旅行費	修学旅行の交通費、宿泊費、見学料などの実費分を支給します。 (自由行動にかかる費用など一部対象外があります。)			
・医療費（対象疾病のみ）	結膜炎、中耳炎、う歯（虫歯）などの対象疾病の治療の際に医療券を交付します。			

※金額は予定であり、変更する場合があります。

※新入学準備金については、新入学児童生徒学用品費を小・中学校入学前に支給を受けたい場合に、必要な申請手続きを行い、認定となった方のみ3月中旬頃に支給します。

なお、新入学準備金を受給した方は、新入学児童生徒学用品費の受給はできません。

【注 意】

- ・学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費は定額支給です。支給額を超える分の購入費用の支給は行いません。
- ・生活保護の教育扶助を受給されている世帯の児童生徒は、要保護児童生徒として認定され、修学旅行費と医療費のみ支給対象となります。

2 就学援助費を利用することができる方

石巻市では、「石巻市就学援助費」と「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」の2種類の就学援助制度を実施しております。どちらかの就学援助制度の要件に該当する世帯であれば利用できます。

(1)「石巻市就学援助費」の対象世帯は、次のいずれかの要件に該当する場合、利用することができます。

該 当 要 件	必要添付書類／書類の発行機関
①生活保護が過去1年以内に停止、又は廃止された。	生活保護の停止又は廃止を証明する書類の写し ^{*1} ／生活保護を受給していた機関
②世帯全員が市民税非課税	世帯全員の非課税証明書等 ^{*2} ／市民税課（石巻市役所3階）又は各総合支所・支所
③個人事業税・固定資産税が減免されている。	減免決定通知書の写し ／個人事業税：宮城県東部県税事務所（石巻合同庁舎） 固定資産税：市民税課（石巻市役所3階）
④国民年金保険料が減免されている。	世帯全員の国民年金免除申請承認通知書の写し ／石巻年金事務所
⑤国民健康保険税が減免されている。	世帯全員の国民健康保険税減免承認決定通知書の写し ／保険年金課（石巻市役所2階）
⑥児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書の写し ／子育て支援課（石巻市役所2階）
⑦社会福祉協議会より生活福祉資金の貸付けを受けている。	貸付決定通知書の写し ／石巻市社会福祉協議会
⑧その他（特別な事情により該当する場合もあります。）	世帯全員の課税証明書等必要な書類 ^{*2*3}

(2)「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」の対象世帯は、東日本大震災のため、次のいずれかの要件に該当し、かつ、親権者の市町村民税所得割税額の合計額が211,200円以下である場合、利用することができます。

該 当 要 件	必要添付書類／書類の発行機関
①家屋が損壊（半壊以上）	り災証明書の写し ／石巻市役所3階生活再建支援課前 （又は各総合支所）にて再発行
②失業又は自宅待機等となり、世帯収入が著しく減少した。	雇用保険受給資格者証、離職票、離職証明書、漁業経営従事証明書等の写し
③警戒区域又は計画的避難区域内に居住していた。	原子力災害の被災者であることを証明する被災証明書又はり災証明書の写し ／震災時居住していた市町村
④緊急的避難準備区域又は屋内退避指示が出ていた区域に居住しており、市町村の判断により避難した。	原子力災害の被災者であることを証明する被災証明書又はり災証明書の写し ／震災時居住していた市町村

親権者の課税証明書等^{*2}
／市民税課（石巻市役所3階）又は各総合支所・支所

【就学援助費の申請に必要な書類】

- 1 就学援助費受給申請書兼世帯票
- 2 世帯全員の住民票謄本（受給申請書において住民基本台帳の閲覧に同意された方は不要です。）
- 3 左のページの該当要件を証明する証明書類又はその写し

※1 「石巻市就学援助費」該当要件①に該当する方

- ・市内で生活保護を受けていた場合は、生活保護の廃止又は停止を証明する書類の添付は不要です。
 - ・市外で生活保護を受けていた場合は、生活保護の廃止又は停止を証明する書類を、申請時添付してください。
- なお、世帯員の増（婚姻や世帯合併）等により世帯の所得が増え生活保護が停止又は廃止となった場合は、①の該当要件では認められません。

※2 「石巻市就学援助費」該当要件②又は⑧、及び「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」に該当する方

- ・受給申請書において住民基本台帳及び税情報の閲覧に同意された場合
教育委員会が世帯状況及び課税状況を確認しますので、添付書類が不要となります。
- ・世帯員の中に石巻市外から転入してきた方がいる場合
同意に関わらず、各要件に該当する世帯員分の添付書類が必要です。
（住所を置いていた市町村より必要添付書類を取得する必要がある場合があります。）
- ・受給申請書において住民基本台帳及び税情報の閲覧に同意されない場合
各要件に該当する世帯員分の添付書類が必要です。

なお、未申告の方（会社等で市・県民税の特別徴収をされている方を除く。）については、教育委員会で課税状況の確認ができませんので、速やかに申告していただく必要があります。

※3 「石巻市就学援助費」該当要件⑨に該当する方

- ・遺族等各種年金、失業保険金等を受けている方は、年間の支給額通知書の写し又は雇用保険受給資格証の写し等の添付が必要です。

【注 意】

申請書の内容によっては、追加で書類の提出を求める場合があります。また、認定通知書の送付後であっても所得等の確認又は証明書の内容の確認により、認定の対象にならないと判断された場合は、認定を取り消し、支給済みの就学援助費を返還していただくこともあります。また、申請に基づき実態調査をすることがあります。

3 申請手続について

申請は随時受け付けています。

お子さんが通っている学校又は教育委員会で申請することができます。

- (1) 小・中学校それぞれにお子さんがいる場合はそれぞれの学校に申請が必要です。
（この場合、添付書類は小学校・中学校両方に提出してください。）
- (2) 申請書には、押印箇所及び口座番号等を記入する欄がありますので、お間違えのないように記入してください。（ゴム印不可）
- (3) 申請理由が「その他特別な事情による場合」で申請した場合、各地区の民生委員・児童委員が調査に伺う場合がありますので御了承願います。その場合、認定の要否の判定に時間をいただく場合があります。
- (4) 継続申請の場合、児童生徒名欄は新年度での学校・学年で記入してください。
（入学予定の新1年生についても記入してください。）



※他市町村から区域外就学により石巻市立小・中学校に通学し、「石巻市就学援助費」（「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」を除く。）の対象と認定された場合、石巻市から支給される費用は給食費及び医療費のみとなります。給食費及び医療費以外の費用については、住所地の教育委員会へお問い合わせ願います。

4 認定及び支給方法について

教育委員会が就学援助の認定の要否を判定し、学校を通じて申請者全員に決定通知書を送付します。4月認定の方には、決定通知書を継続申請・新規申請ともに6月下旬頃に送付します。

就学援助費の支給方法は、口座払い又は学校長委任払いの2つとなります。

通常は、申請時の記載口座にお振込みします。学校長委任払いは、学校長に就学援助費の受領・返納の処理を委任し、学校長から直接現金を受け取る方法です。希望する場合は、受給申請書中の委任状欄に記名押印をお願いします。

支給時期については、各学期末（年3回）を予定しております。

認定された時期等により、支払いが支給時期に間に合わなかった場合は、次の支給時期にまとめて支払う場合があります。

支給範囲	支給時期
1学期分	7月下旬
2学期分	12月下旬
3学期分	3月下旬

なお、給食費等が未納で、学校長から学校徴収金の未納の報告を受け、教育委員会が必要と認めた場合は、委任状の提出の有無にかかわらず、口座払いによる支給を停止し、学校長委任払いに変更させていただきます。



※就学援助費は、保護者が支出した学用品費、給食費等を補てんするための制度であり、学校徴収金等を免除するものではありません。学校からの徴収金については指定期日までに全額お支払いください。

5 注意事項

- (1) 就学援助制度では、住民基本台帳上は世帯分離し別世帯となっても実質的に同居している場合（ひとつ屋根の下で生活している場合）は収入等を同じ世帯としてみなし算定しますので、対象となる方々全員の書類（収入の分かるもの等）が必要になります。
- (2) 認定の効力は、認定された年度の3月31日までとなりますので、翌年度も続けて支給を受けたい場合は、必ず継続申請をしてください。
- (3) 申請日（学校提出日）により認定月が決定しますので、認定日を遡ることはできません。
- (4) 婚姻等により、支給対象世帯でなくなったにもかかわらず支給を受けていた場合は、援助費の全部又は一部を返還していただきますのでご承知願います。また、虚偽の内容で申請された場合においても同様です。
- (5) 新入学準備金を受給した方であっても、入学後も引き続き就学援助制度の利用を希望する場合は、別途、「就学援助費受給申請書兼世帯票」の提出が必要です。
なお、新入学準備金の申請時と世帯の状況等が変わった場合、就学援助費の支給を受けられない場合がありますので、御了承ください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：石巻市教育委員会 教育総務課（石巻市役所4階）学事グループ
電話：95-1111（内線5017）